

☆*****☆

ニッセイメール配信サービス（メルマガ）

【メルマガ内容】

DB基金（ ） DB規約（ ） DC（ ）
厚年基金（ ） 会計基準（ ） その他（○）

【タイトル】「令和5年版厚生労働白書」の公表について

☆*****☆

平素より当社社業につき格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

厚生労働省は、2023年8月1日の閣議で、「令和5年版厚生労働白書」を報告し、同日公表しました。

※厚生労働省HP「令和5年版厚生労働白書」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/wp/hakusyo/kousei/22/index.html>

「令和5年版厚生労働白書」は、以下の2部構成となっております。

- －第1部 つながり・支え合いのある地域共生社会
- －第2部 現下の政策課題への対応

このうち、「第2部 現下の政策課題への対応」で取りまとめられている、DB・DC関連の内容について、ご案内いたします。

【令和5年版厚生労働白書】DB・DC関連部分について抜粋

「第2部 現下の政策課題への対応」

- －「第5章 若者も高齢者も安心できる年金制度の確立」
- －「第1節 持続可能で安心できる年金制度の運営」
 - －「2 企業年金・個人年金制度の最近の動向について」263～264ページ

※以下一部抜粋

(1) 企業年金・個人年金制度の役割

企業年金・個人年金制度は、国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援し、もって公的年金の給付と相まって国民生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とした制度であり、公的年金に上乗せして加入するものである。多様化する国民の老後生活に対するニーズに対応しつつ、長期化する高齢期の経済基盤の充実を図るためには、老後生活の基本を支える公的年金に加え、企業年金・個人年金の充実が重要である。

これらを踏まえ、企業年金・個人年金の更なる普及を図るため、より利用しやすい確定拠出年金（DC）制度や確定給付企業年金（DB）制度の整備に向けた取組みを進めている。

(2) 直近の法令改正と今後の課題

社会保障審議会企業年金・個人年金部会において 2019（令和元）年 12 月 25 日に取りまとめられた議論の整理を踏まえ、2020 年改正法においては、DC の加入可能年齢の引上げや受給開始時期の選択肢の拡大、DC における中小企業向け制度の対象範囲の拡大、企業型 DC 加入者の個人型 DC（iDeCo）加入の要件緩和等を盛り込んだ。また、2020 年改正法の検討規定等や社会保障審議会企業年金・個人年金部会の議論を受け、令和 3 年度税制改正の大綱（2020（令和 2）年 12 月 21 日閣議決定）において、DC の拠出限度額について、DB 等の他制度の掛金額の実態を反映し、公平できめ細かな算定方法に見直すこととした（2024（令和 6）年 12 月 1 日施行）。

①DB 制度の加入者の企業型 DC の拠出限度額（現行：月額 2.75 万円）を、月額 5.5 万円から DB ごとの掛金相当額を控除した額とする。

②DB 制度の加入者の個人型 DC の拠出限度額（現行：月額 1.2 万円）を、月額 5.5 万円から DB ごとの掛金相当額及び企業型 DC の掛金額を控除した額（月額 2 万円を上限）とする。

さらに、「資産所得倍増プラン」（2022（令和 4）年 11 月 28 日新しい資本主義実現会議決定）において、①高齢者の就業確保措置の企業の努力義務が 70 歳まで伸びていること等を踏まえ、iDeCo の加入可能年齢を 70 歳に引き上げること、②iDeCo の拠出限度額の引上げ等について、2024 年の公的年金の財政検証に併せて結論を得ること、③iDeCo 各種手続きの簡素化等を行うこととされた。これらを含めた企業年金・個人年金制度全般の改革に向けて、社会保障審議会において、具体的な検討を進めていく。

*****メール配信サービス（年金NEWS・メルマガ）*****

運営：日本生命保険相互会社

〒100-8288 東京都千代田区丸の内 1-6-6 日本生命丸の内ビル

団体年金部 団体年金コンサルティンググループ

TEL 03-5533-5572

E-mail kikinmadoguti@nissay.co.jp

日本 - 年基 - 202308-170-0188-D